

入札説明書

令和５年度府立図書館継続図書等購入基本業務に係る令和５年３月１４日付け入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

１ 公告日

令和５年３月１４日（火）

２ 契約担当者

京都府立図書館長 松本 一男

３ 担当部局

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

４ 入札に付する事項

（１）業務の名称及び数量

令和５年度京都府立図書館継続図書等購入基本業務 一式

（２）業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

（３）履行期間

令和５年４月７日から令和６年３月３１日まで

（４）履行場所

京都府立図書館

５ 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令が適用される令和４年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和４年京都府告示第１号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「図書・教材」に登録されているものであること。

（３）６の（１）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）

の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 5 年 3 月 14 日（火）から令和 5 年 3 月 24 日（金）まで（令和 5 年 3 月 20 日及び 3 月 23 日を除く。）

(2) 提出場所

3 に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間の午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、(1)の期間内に必着のこと。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料（競争入札参加資格審査結果通知書の写し）

(5) 入札参加資格の確認通知

申請書の受付後、令和 5 年 3 月 29 日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ (4)の提出書類は A 4 版で作成し、1 部提出すること。

ウ 提出された書類は、当館において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

7 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問は交付した質問書に記入し、当館まで持参するか、ファクシミリで送付すること。

ア 質問受付日時等

・受付日時 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 5 時まで（ただし、持参する場合は、令和 5 年 3 月 20 日及び 3 月 23 日を除く。）

・連絡先 〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

・ファクシミリ番号 (075)762-4653

※質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

イ 回答書交付日及び方法

・交付日時 令和5年3月29日(水)

・回答方法 ファクシミリにより回答

※質問事項がない場合は、申請者全員にその旨を連絡し、回答書の交付は行わない。

(2) 質問・回答の取扱い

質問及び回答は仕様書の一部として、入札条件とする。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月5日(水) 午前10時

イ 場所

京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館3階マルチメディアインテグレーション室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送及び電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和5年度京都府立図書館継続図書等購入基本業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は原則として2回までとする。

カ 一般競争入札参加資格確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加できない。

ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

- (5) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者又はその代理人は、別紙仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
購入予定金額（支出限度額）に 100/110 を乗じ、当該金額（小数点以下切り捨て）に (100-割引率)/100 を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。
※割引率とは、出版物再販売価格維持制度に基づいて定められた図書本体価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に適用する割引率をいう。
なお、割引率は小数点以下第 1 位まで記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。
ア 5に掲げる資格のない者のした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (11) 落札者の決定方法
ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145

条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、購入予定金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。